

令和5年度 議会運営委員会 行政視察報告書

1. 視察日程 令和6年1月15日（月）～16日（火）

2. 視察先及び視察内容

(1) 宮崎県宮崎市議会

議会改革の取組（議会基本条例の検証と改正）について

(2) 宮崎県延岡市議会

議会改革の取組（政策提言議員協議会）について

3. 参加者 委員長 秋山 忍

副委員長 飯島 照明

委員 藤崎 勇一 荒川 さくら 島海 直樹

水上 幸彦 荒木 博 上田 信博

油田 清 石渡 孝春

議長 神崎 勝

4. 視察の概要

◆ 宮崎市議会 1月15日（月） ◆

【 議会改革の取組（議会基本条例の検証と改正）について 】

(1) 条例制定までの経過

○議会改革特別委員会の設置（平成23年7月～平成25年5月）

- ・議会基本条例の制定について検討するため、平成23年6月定例会において、議会改革特別委員会が設置された。
- ・委員会の設置以降、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等、議会のあるべき基本的事項等を定めることを目的に議会基本条例制定に向け、合計39回の委員会開催（月2回ペース）と2度の先進地視察を行った。
- ・委員会の協議は、基本条例に盛り込むべき内容の検討及びその運用方法を中心に行った。また、意見の一致をみなかった事項については、再度各会派における協議を行い、委員会で再度合意を得るまで議論するなど慎重を期した。
- ・平成24年11月に条例要綱案について、市民及び自治会長から意見募集を行った。
- ・委員会は、平成25年5月臨時会において条例案の概要説明を最終報告として終了したため、同委員会の委員全員が発議者となり、議員提出議案として条例案を同臨時会に提出し、全会一致により可決した。（平成25年5月22日に公布、施行）



(2) 条例の概要

- ・前文に宮崎市議会が議会基本条例を制定するに至った経緯等を述べ、基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、議会の機能強化、市民・市長等との関係に係る規定を設けた。

○主な内容

①正副議長選挙に立候補制を導入（第7条）

正副議長の選出の経過を明らかにするため、平成27年5月の正副議長選挙から立候補制を導入し、立候補者は、全員協議会で所信表明演説を行うこととされた。なお、立候補制及び所信表明演説の取り扱いは、その都度、代表者会で協議し、決定している。

②委員会に議員間討議を導入（第10条）

議案に対して当局に質疑を行い、討論、表決するという従来の流れの中に、議案に対する共通認識や問題点の共有などを図る目的で、質疑後に議員間で自由に討議する場を設けた。

③委員会等の原則公開（第15条）

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議会活性化検討委員会、全員協議会、広報広聴委員会を原則として公開し、傍聴人へ資料提供を行う。

④議会活動の報告（議会報告会）（第16条）

平成25年度より開始し、コロナ禍による開催中止となった令和2年度、令和3年度を除き継続して開催している。

⑤一般質問は全て一問一答制（第18条）

平成20年から「一括質問一括答弁方式」か「一問一答方式」の選択制が採られていたが、「一括質問一括答弁方式」は廃止された。

(3) 条例制定後の取組

○議会基本条例運用特別委員会での検討（平成25年5月～平成28年5月）

- ・議会基本条例制定後の制度運用に関して調査、研究するため、平成25年5月臨時会に議会基本条例運用特別委員会が設置された。
- ・議会報告会の実施内容（期日、テーマ等）の決定を行うとともに、議会広報についてを協議議題として検討を重ねた。
- ・議会報告会については、議会報告会の実施内容を決定した後、この委員会の委員で構成する議会報告会実行委員会を任意機関として立ち上げ、会場の手配、資料の準備等を議員自ら行った。
- ・議員広報については、平成5年から休刊中である議会報の発行再開に関する協議やSNS媒体の活用について調査研究を行った。
- ・委員会は平成28年5月臨時会で終了したが、最終報告において、広報広聴に関して具体的な協議及び意思決定を行う新たな組織として「広報広聴委員会」を設置することが提案された。委員会の委員全員が発議者となり、議員提出議案として会議規則の改正案等が同臨時会に提出され、全会一致により可決。協議又は調整を行う場として、広報広聴

委員会が設置された。

※広報広聴委員会では、議会報告会、議会報、議会ホームページ、SNS媒体の活用についての協議が行われている。

※広報広聴委員会と同様、協議又は調整を行う場として設置されている議会活性化検討委員会において、平成 26 年度、発言者席の設置について検討され、協議の結果、議場の改修を行い、平成 27 年 9 月定例会から発言者席の運用が開始された。

○議会活性化検討委員会での検証①（令和元年 7 月～令和 2 年 2 月）

- ・令和元年度の検討事項として宮崎市議会基本条例の検証が決定された。
- ・主な理由として、制定から 6 年以上が経過し見直しの時期と考えるなどがあった。
- ・10 回程度の委員会を開催し検証を行ったが、先進地行政視察先の議会の検証方法を参考にしながら進めていくこととなった。
- ・検証主体は議会活性化検討委員会とし、検証の実施時期については改選後 3 年目から開始することで決定した。

○議会活性化検討委員会での検証②（令和 3 年 5 月～令和 4 年 3 月）

- ・2 月中旬までを予定とし検証を行うこととなった。
- ・板橋区議会の議会基本条例検証シートを参考に 3～4 条ずつ、10 回を超える委員会を開催し検証を行った。
- ・意見の一致をみなかった事項については、再度各会派における協議を行い、委員会で再度合意を得るまで議論を行った。
- ・最終的な条文の整理や改正時期等については、次年度（令和 4 年度）の本委員会で検討することが確認された。
- ・検証結果報告書はホームページ及びフェイスブック等へ掲載し、検証結果を公表することが確認された。
- ・委員会提出議案として宮崎市議会基本条例の一部を改正する条例案を令和 4 年 12 月定例会に提出し、全会一致により可決した。（令和 4 年 12 月 14 日に公布、施行）

宮崎市議会基本条例新旧対照表

改正案	現行
(議員間討議及び意見集約) 第 10 条 議員は、委員会等（委員会及び 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下 「法」という。）第 100 条第 12 項の規定に よる協議又は調整を行うための場（会派間 の調整を要するものについて協議を行う ものを除く。）をいう。以下同じ。）におい て、自らの意見及び考えを丁寧に述べると	(議員間討議及び意見集約) 第 10 条 議員は、委員会等（委員会、 <u>全 員協議会、議会活性化検討委員会、広報広 聴委員会、災害対策連絡会議及び感染症 対策連絡会議をいう。以下同じ。）</u> におい て、自らの意見及び考えを丁寧に述べると ともに、他の意見に対しても真摯に耳 を傾け、議員間での討議を尽くさなけれ

ともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くさなければならない。 2 (略) (市民の参画機会の充実) 第 14 条 (略) 2 議会は、<u>法の規定による公聴会制度、参考人制度及び専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用並びに市民との意見交換の場の開催等市民の参画に係る制度の活用</u>に努めるものとする。 3 (略) (政策等の監視及び評価) 第 19 条 議会は、市長等が提案する政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、説明を求めることができるものとする。 2 (略)	ばならない。 2 (略) (市民の参画機会の充実) 第 14 条 (略) 2 議会は、<u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 115 条の 2（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会制度及び参考人制度並びに法第 100 条の 2 の規定による専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用並びに市民との意見交換の場の開催等市民の参画に係る制度の充実</u>に努めるものとする。 3 (略) (政策等の監視及び評価) 第 19 条 議会は、市長等が提案する<u>重要な政策</u>、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、説明を求めることができるものとする。 2 (略)
---	--

(4) 効果・課題

- ①委員会の傍聴については、制度としては原則公開となったが、あまり多くの傍聴人は来られていないのが現状である。審査内容が、市民にとって興味のあるものばかりではないが、より多くの市民が傍聴に訪れるよう今後の運用方法について検討が必要である。
- ②委員会における議員間討議の導入は、議員の議案に対する共通認識や問題点の共有化が図られ、委員長報告に盛り込むべき意見も多く出るなど有効な手法となっている。
- ③全ての一般質問が一問一答制となったことで、論点が明確になり市民にとってわかりやすいやりとりとなった。
- ④議会報告会については、これまで年 1 回の市内中心部での開催としていたが、地域に向いて地域の声を聴く必要があることや、会場確保の関係で昨年度（令和 4 年度）は旧町域での開催とした。

(5) 政策提言の取組

○議員発議の政策条例

- ・「宮崎市深夜における花火の規制に関する条例」（平成 26 年 4 月 1 日施行）
- ・「宮崎市動物との共生に関する条例」（令和 4 年 12 月 1 日全面施行）

○提言書

- ・「子どもの貧困対策に関する提言」（平成 28 年）
- ・「宮崎市地方創生総合戦略提言書」（平成 28 年）
- ・「少子化問題対策に関する提言」（令和 2 年）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急提言」（令和 3 年）
- ・「ウィズコロナ・アフターコロナにおける学校教育に関する提言」（令和 5 年）

○その他

議員の主体的な政策立案や法制的な検討をサポートするため、平成 26 年度から法務専門職員、平成 28 年度から政策調査担当の課長補佐を配置している。

<質 疑>

問 基本条例の検証と改正のスケジュールは（各議員の役割と取りまとめに要した期間・会議回数）。

答 令和 3 年 5 月～令和 4 年 2 月にかけて実施（10 回程度の会議を実施）
各議員の役割として、各会派の意見を取りまとめ議会活性化検討委員会において述べていただいた。

問 検証結果報告後の取組内容は。

答 条例改正案について令和 4 年 12 月定例会において提出し一部改正を行った。

問 基本条例の改正を行った項目とその協議内容について。

答 第 10 条 議員間討議及び意見集約

第 1 項において、これまでは委員会等のそれぞれの名称を記載していたが、地方自治法の規定による「協議又は調整を行うための場」として改正する必要がある。

第 14 条 市民の参画機会の充実

第 2 項において、地方自治法の具体的な条番号を削除し、より分かりやすい条文へ改正することが必要である。

第 19 条 政策等の監視及び評価

第 1 項の「重要な」の文言を削除し、必要に応じて様々な計画や事業等について説明を求めることができるよう改正することが必要である。

問 議会報告会の取組や検証の内容は。

答 議会報告会の実施主体は広報広聴委員会で行っており、検証等についても同委員会において実施されている。なお、市民へのアンケートや参加した議員へのアンケートを実施し活用している。

問 議員間討議の取組や検証の内容は。

答 議員間討議は平成 26 年 6 月の委員会審査から開始された。

議員間討議の導入は議員の議案に対する共通認識や問題点の共有化が図られ、委員長報告に盛り込むべき意見も多く出るなど有効な手法であると認識されている。

問 令和 4 年 12 月の基本条例改正以降、新たに改正や検討が必要と捉えている項目はあるか。

答 運用について議会活性化検討委員会や広報広聴委員会において議論されている。

問 今後の検証・改正に係る取組予定（スケジュールや検証組織）は。

答 宮崎市議会基本条例の検証については、慎重な議論が必要であるため、議員の改選に合わせて 4 年に 1 度、改選後 3 年目から検証することが確認されている。

問 議会運営委員会、議会活性化検討委員会の役割の棲み分けは。

答 議会運営委員会、議会活性化検討委員会の構成は同じであり、議会運営委員会では議会運営に関すること、議会活性化検討委員会では議会運営をより良くする活性化に関することを、それぞれ議題としている。

問 検証結果にはそれぞれ 4 つの選択肢があるが、選択のプロセスは。

答 全会一致の合意が得られるまで協議している。意見の一致をみなかった事項については、再度各会派における協議を行い、委員会で再度合意を得るまで議論を行った。

問 議会活性化検討委員の構成は議会運営委員と同じとのことだが、そうすると人数的に構成に入らない会派があると思う。構成に入らない会派の意見の反映方法は。

答 2 人以上の会派が委員となっており、1 人会派はオブザーバーとして参加できるが、1 人会派は欠席されることが多く、委員の意見により決定されている状況である。

問 議員間討議が有効な手法になっているとのことだが、実際に意見が出ているのか、また、検証結果の中で「実情にそぐわない条文となっている」と意見されているが、実際どのような内容の討議が行われているのか。

答 議員間討議には委員長の進行が重要となるため、研修を行うなどの意見も出ている。なお、宮崎市議会においては議員間討議において意見は良く出されている。

問 議会報告会における広聴会は、常任委員会ごとにテーマを設けているが、テーマごとに分かれて話し合いをするのか。

答 それぞれブースに分かれて行い、参加者は希望するブースを選択できる。人数に偏りが出る場合は調整させていただいている。

問 第 15 条 委員会等の原則公開で、議会運営委員会や全員協議会も公開しているとのことだが、会議日程の周知が難しくはないか。また、傍聴席は設けているのか。

答 会議日程が決まり次第、SNS等で公表している。傍聴席は設けている。

問 議員間討議は、委員長が決めて行うのか、委員からの提案を受けて行うのか。また、行う場合、委員会で行うのか、協議会とするのか。

答 次第書に掲載されており、質疑の後に委員長による討議開始の発言を受けて実施される。委員会の中で行われるため、会議録にも残る。

問 討論の前に議員間討議を行うということか。

答 宮崎市議会では常任委員会は 2 日間開催されており、1 日目に当局の説明、質疑、議員間討議を行い、2 日目に討論、採決、委員長報告のまとめとなる。

問 政策提言の取組として、議員発議の条例 2 件、提言書 5 件があるが、どのように議会内で取りまとめたのか。

答 議員発議の条例では、問題意識を持つ議員による議員連盟が組織され、その中で協議が行われ、発議案として提出された。

問 提言書も議員連盟からの提言なのか。

答 特別委員会において議論し、提言されたものである。

【 委員所感 】

◆飯島 照明 副委員長◆

宮崎市における議会基本条例の検証についての視察を行い、特に参考となった項目として、検証作業を進めるにあたり、改選後 2 年間の経験を基に改選後 3 年目から条例の検証を実施しているとのことで、成田市議会においても同様に 3 年目から検証を実施することが良いのではないかと感じました。成田市議会においても議会基本条例の検証を行っていますが、宮崎市議会のように時期を特に定めていませんでしたので、今後、継続的に検証を進めるには宮崎市議会の取組を参考にしたいと思いました。

また、委員会において議員間討議が積極的に実施されており、その理由について委員長の進め方によるところが大きいということでした。また、委員会では個別議案についての討論は実施していないとのことで、本市でも個別議案に対する討論が少ないことから、今後は討論の実施方法についても検討の余地があると感じました。

他にも、一般質問を全て一問一答方式で実施していることや、中学校へ出向いての子ども議会の実施など取組が多く実施されていたので、今後の議会活動の参考としたいと思います。

◆ 荒川 さくら 委員 ◆

宮崎市の議会基本条例は平成 23 年 7 月～平成 25 年 5 月に条例制定のための議会改革特別委員会を設置し、合計 39 回の委員会開催を経て、平成 25 年 5 月臨時会で条例案を全会一致で可決、5 月 22 日に公布、施行された。

令和 3 年度から議会基本条例の検証を行い、令和 4 年 12 月には条例の改正も行っている。

議会基本条例の条文や運用については成田市議会と同様なものも多くあるが、大きな違いは議員間討議を積極的に行っており、その内容が委員長報告にも反映されているということだった。

成田市の議会基本条例上にも議員間討議については第 14 条に明記されているが、委員会では、ほとんど実施されていない。宮崎市では、議案に対する共通認識や問題点の共有などを図る目的で委員会に議員間討議を導入している。執行部への質疑の後に、議員間討議の時間を設けて実施しており、例えば 1 人の委員が議案についての発言をすれば、他の議員がそれについて自分の意見を発言するという形で、委員長報告に盛り込むべき意見も多く出るなど有効な手法となっているとのことだった。そして、委員会での議案に対する討論と採決は日にちを改めて、委員会を開催し行っていた。

その他に、平成 26 年度から法務専門職員を配置し、議会事務局職員は 20 名以上いるとのことだった。現在成田市議会には法務を担える職員が配置されていないため、条例制定や改正する場合は執行部の法務担当に依頼する必要がある。専門職員が配置することができれば、議会の仕事である条例制定などをもっと俊敏に、そしてより議会での議論を反映させられると考えるため、成田市議会でも配置が望ましいと考える。

◆ 水上 幸彦 委員 ◆

宮崎市議会においては、議会活性化検討委員会を設置し、平成 25 年から平成 28 年と、令和元年から令和 2 年及び令和 3 年から令和 4 年と、3 回の検証結果とその会議のあらましについて説明を受けました。

検証方法としては、板橋区議会の検証シートを参考に 3 から 4 条ずつ検証を行い、各会派の意見が一致するまで議論を重ね全会一致を持って改正が行われています。

また、政策提言の説明において、議員の主体的な政策立案や法制的な検討をサポートする法務専門職員、政策調査担当の課長補佐を配置することで、議員発議の政策条例や市長部局への提言のとりまとめに寄与したとのことでした。

そして、提案された議案の賛否について、委員会において議員間討議を活発に行うことで、議員の議案への考え方を明確にしているとの報告もありました。

成田市において成田市議会基本条例第 26 条（（検証）議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。）のもと、平成 30 年と令和 4 年の 2 回検証を行ってきました。

しかし、条例の改正について未だ実施に至っていないことから、宮崎市議会の全会一致を目指すための努力と、議員間討議を行うことで各議員の意見を明確にすることが、議会意思の一致を見るためのプロセスとして大事なことがわかりました。

さらに、議員の主体的な政策立案や法制的な検討をサポートする法務専門職員や、政策調査担当の課長補佐を配置するなど議会事務局職員の充実が必須であることから、議会事務局の体制整備は早急に行うべきと感じました。

◆ 上田 信博 委員 ◆

宮崎市議会は、議員定数 40 人、現員同数により、4 つの常任委員会、5 つの特別委員会、そして議会活性化検討委員会及び広報広聴委員会を設置し、活発な議会活動が行われている。

その議会活動の原則を定め、合議機関としての役割を明らかにするため定められているのが議会基本条例であるが、平成 20 年代に入り全国的に制定する機運が高まり、平成 20 年代半ばに制定する自治体数がピークを迎えた。

本市においても、全国的な流れと同時期となる平成 25 年に議会改革特別委員会を設置し、議会基本条例の制定を含めた議会改革について協議を重ね、平成 26 年に議会基本条例を制定しているが、宮崎市議会においても、議会改革特別委員会を設置し、ほぼ同時期に検討を重ね、条例の制定に至っている。

宮崎市議会では、令和元年に条例の制定から 6 年が経過したことで、見直しの時期であると判断し、条例の検証を行うことが決定され、議員任期の 3 年目から 2 年間をかけて検証と改正について議論が行われた。

その結果として、3 条文が改正の対象となったが、意見の一致を見なかった事項については、各会派に持ち帰り協議を行い、委員会で合意を得るまで議論を重ねたとのことである。

本市においても、条例の制定から既に 9 年が経過し、その間、条例の目的が達成されているか検証を行っているものの、条例の改正に関する議論は行われていないことから、今回の宮崎市の視察で学んだ事例も参考にしながら、改正を見据えた議論を行う必要があると感じている。

◆ 石渡 孝春 委員 ◆

宮崎市は言わずと知れた人口 40 万人の県庁所在地であり、平成 10 年より中核市に移行した大きな都市であり、本市にとっては言わば格上の都市なので、色々教をを請うという姿勢で臨みました。冒頭のあいさつでは、成田市の資料を見せていただいたが、議会改革については、成田市の方が進んでいるようですと、大分謙遜されていました。

宮崎市における議会基本条例制定までの経過は、平成 23 年 6 月定例会において議会改革特別委員会を設置し、以後月 2 回のペースで委員会を開催し、2 度の先進地視察を行い、平成 25 年の 5 月臨時会において議員提出議案として条例案を可決し、5 月 22 日に公布、施行したとのことでした。

条例制定後の取組については、それから 3 年間、議会基本条例運用特別委員会を設置し調査、研究し、その中で広報広聴に関して具体的な協議及び意思決定を行う新たな組織として広報広聴委員会が設置されました。それ以降は、議会活性化検討委員会が宮崎市の議会基本条例の検証を行ってきたとのことでした。

その条例の主な内容は以下のとおりであります。

○正副議長選挙に立候補制を導入

○委員会に議員間討議を導入

○委員会等の原則公開

○議会活動の報告（議会報告会の開催）

○一般質問は全て一問一答制とし、一括質問一括答弁は廃止 など

効果や課題については、まず委員会は原則全て公開としているが傍聴人はあまり多くないとのことで、今後傍聴者が増えるよう運用方法について検討が必要とのことでした。

また、全ての一般質問が一問一答制になったことで、市民にとって論点がわかり易くなったので良かったとのことでした。しかしながら、代表質問は性質上、本市で採用している一括質問一括答弁のほうが良いのではと感じました。

委員会での議員間討議を導入しており、議員間の議案に対する共通認識や問題点の共有化が図られ、有効な手法となっているとのことでした。議員間討議は委員会のどの時点で行うのかとの、こちらからの質問に対して、委員会2日間の日程中1日目に行うとのことでした。委員会の2日間開催を知らされ、やはり県都であり、中核市であることを実感させられました。

議会報告会の開催については、市中心部での開催、各地域へ出向いての開催と、本市議会と同じような試行錯誤を行っているようでした。

◆ 延岡市議会 1月16日（火） ◆

【 議会改革の取組（政策提言議員協議会）について 】

(1) 政策提言を行うに至った経緯

①正副議長、会派代表者による政策意見交換会の実施

（平成 17 年度～平成 19 年度）

本意見交換会が開催されるまでは、各政党や会派単位で市長に対する政策提言が行われていたが、その内容は多岐にわたり、提言後のフォローアップ体制も確立されていなかった。そのため、議会の総意として項目を絞った提言を行うため、本意見交換会を実施することとなった。



【目的】

議会及び市当局が、共通の認識のもとに政策を検証する機会を設けることにより、議会内における政策理解を深め、議会として市当局の政策立案及び改善に向けた提言を行うことを目的とする。また、同時に議会の立場で市当局の政策形成に参画することで、本市の最終意思決定機関である議会の機能強化を図る。

【構成】

議会：正副議長、各会派代表者 当局：市長、助役（副市長）

【開催回数】

年 3 回程度

②政策提言議員協議会の設立（平成 20 年度）

平成 19 年 5 月に設置した「議会改革特別委員会」において「政策形成機能の強化」について検討が行われた結果、これまでの「政策意見交換会」の取組を充実・強化するために、議長を会長とする「政策提言議員協議会」が設立された。

【目的】

市議会及び市当局が、共通の認識のもとに政策を検証する機会を設けることで、議会内における政策理解を深め、市議会として市当局の政策立案及び改善に向けた提言を行う。

【委員構成】

議長（会長）、副議長（副会長）、各会派代表者（委員）

※当局（市長、副市長、教育長）は、委員会の構成員ではなく、市の政策検証などのため、その必要に応じ出席ができることとした。

【その他】

構成メンバーや、意見交換会の実施形態などには変わりはないが、協議会を設立したことにより、要綱中に、政策提言書の提出や提出後のフォロー体制等について明文化した。

③政策提言議員協議会の運営等の一部見直し（平成 23 年度）

政策提言議員協議会の設置から 3 年間の運営状況を勘案して、内容のより一層の充実を図るため、運営等の一部見直しを行う。

【見直し内容】

ア．委員会構成の見直し（委員増員、幹事会設置）

- ・各会派から幹事となる委員を各 1 名ずつ増員

⇒多くの議員が参画し、より充実した提言ができるようにする。

- ・協議会に幹事会を設置

⇒幹事会でテーマ設定および提言案を検討し、それらを協議会全体で協議・決定する方式にすることにより、政策テーマについての具体的な調査研究や提言内容についての十分な議員間討議を行えるようにする。

イ．テーマ設定方法の見直し

見直し前

過去の協議会で設定されたテーマ、常任委員会の所管事務調査項目等を整理して作成した資料を第 1 回目の協議会に提出し、その資料を参考にして決定していた。

見直し後

全議員から広くテーマの案を出してもらい、それを幹事会で取りまとめ、最終的には協議会全体で協議してテーマを決定する。テーマ設定にあたっては、短期的なものに加えて、中期的なものもテーマとして検討する。

ウ．スケジュールの見直し

見直し前

提言内容を新年度予算に反映させるために、当局の事業計画作成までの日程に合わせて短期間で提言書を完成させようとするため、提言までの期間が短く十分に協議する時間が取れず、日程が窮屈になっていた。

見直し後

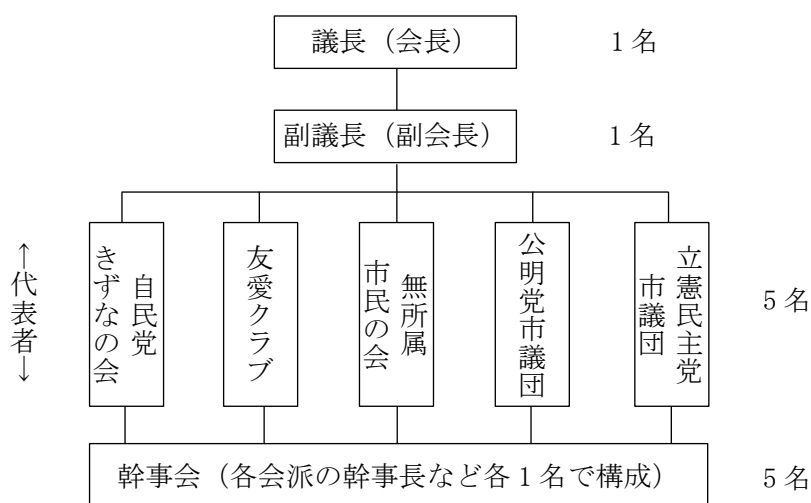
提言のテーマは、新年度予算に反映させるような短期的なものに限らず中期的な視点からのテーマ設定も行い提言する。1 年間をかけてじっくりと調査・研究し、十分に協議を重ねて提言できるように計画する。

エ．その他の見直し

- ・議員が共通のテーマに向けて調査・研究し、議員間で十分な討議を行うようにする。
- ・テーマに関する協議・意見交換は幹事会と当局の間で行う。また、市長との意見交換は年 1 回とし、協議会の全議員が参加する。

(2) 政策提言実施の流れ

①政策提言議員協議会の構成



※幹事会では、自主研究、議員間討議等を通じて、テーマの案、提言書の案を作成し、それを、正副議長を含む協議会全体で協議して、テーマを決定し、提言書を作成する。

※会派に属さない議員（現在2名）については、協議会の構成メンバーではないが、議会全体としての政策提言であるとの趣旨に鑑み、幹事会における協議内容について、適宜、情報共有等を行っている。

②政策提言議員協議会のスケジュール（標準的なもの）

現年度	第1回目	テーマ決定	意見交換会	提言書提出	翌年度	予算措置説明	翌々年度	実績報告
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	2	3	4	5	...	2	3	4

短期的なテーマに限らず、中期的な視点からのテーマ設定も行い、1年間をかけてじっくりと調査、研究し、十分に協議を重ねて提言を行う。

また、市長との意見交換会を年1回実施する。

（議長の意向により、市長への提言書を11月末に前倒しで提出した年度もある（翌年度の予算措置に間に合わせるため）。）

(3) 意見・要望の集約方法

①市民からの意見・要望の集約方法

- ・議会活動報告会（年1回）

毎年5～6地区で開催し、2年間かけて市内全11地区で実施

- ・延岡市区長連絡協議会との意見交換会（年1回）

議会側：正副議長、議選監査委員、常任委員会正副委員長

区長連協側：正副会長、理事（各地区から選出）

※先方から事前に協議事項（各地区からの要望・懸案事項）を提示してもらい、所管の常任委員会の正副委員長が調査（現地確認や市当局の所管課への状況確認等）を行った上で、各委員長が意見交換会時に説明し、その後、意見交換を行う形となる。

- ・常任委員会のシティミーティング（関係団体との意見交換）

常任委員会において、先方からの申し出や委員会が必要と認めた場合に、所管する関係団体との意見交換会を行う。

（過去の開催例）

保育協議会、幼稚園協議会、文化協会、建設業協会等

- ・市HP等の「市民の声」に寄せられた要望等の情報共有

寄せられた要望等のうち、議会宛てのものについては、当局より議会事務局へ転送されるので、必要なものについては、各会派等への周知を行う。

②政策提言議員協議会における提言テーマの決定方法

ア．各会派において、当該年度の提言テーマ案の協議を行う。

↓

イ．幹事会において、当該年度の提言項目数（例年 2 項目程度）を確認した上で、各幹事が自会派のテーマ案を提示し、趣旨や背景等の説明を行う。

↓

ウ．幹事会での提言内容を各会派に持ち帰り、会派内で他会派からの提言内容も含めたテーマ案の選定を再度行う。

↓

エ．再度、会派での検討結果を持ち寄り、テーマ案の絞り込みを行う。

（2 項目になるまで、複数回会派持ち帰りをを行う。場合によっては、この段階でテーマ案をある程度の数に絞り込み、市当局への現状等の調査を行うこともある。）

↓

オ．幹事会で決定したテーマ案を全体会に諮り、正式に決定する。

↓

カ．決定したテーマをもとに、幹事会において、具体的な提言内容の協議を開始する。

（4）課題等に対する議員間の共通認識の手法

選定した提言テーマについて、幹事会において具体的提言内容を協議する過程において、会派持ち帰りをを行うことで、協議会の委員以外も共通認識を持ったうえで、提言内容を決定している。

【提言テーマ決定後の幹事会における標準的な協議過程】

- ①提言テーマに関する市当局の所管課への調査（現状や課題等）

※場合により、現地や近隣の先進地の視察、市内関係団体との意見交換を行うこともある。

↓
②提言テーマに関する各項目（大、中、小項目）の協議、決定

↓
③提言書の内容（文面）の協議、決定

(5) 政策提言後の検証

従前は、提言後の取組状況については、提言の次年度に行う市長との意見交換の際に、予算措置の状況などの報告を受け、その場で意見交換や申し入れ等を行い、必要に応じて、次年度末に実績報告を求めているが、平成 30 年度からは、新たな試みとして、当該任期中に行った提言（平成 27 年度から 29 年度まで）の取組状況等について協議会として検証を行っており、令和 4 年度も同様の検証を行っている。

【幹事会における標準的な協議過程】

①任期中 3 年間の提言項目に関する市当局の所管課への調査（提言後の取組状況や現状等）

↓
②提言項目に対する評価（「実施済」、「実施中」、「検討中」、「現時点で実施予定なし」の 4 段階）及び「議会の対応」（今後の要望等）の協議、決定

↓
③検証結果の報告書の内容（文面）の協議、決定

(6) 今後の在りかた

現行の政策提言議員協議会の活動については、「議会の政策提案異能の充実」や「議会活動の可視化」等の観点から非常に重要であるため、今後も引き続き活動を継続していくが、活動内容をより充実させるため以下の課題について、検討を行う必要がある。

①政策提言テーマの決定方法

- ・各会派（各議員）からの自由な内容の提案となっているが、幹事会における決定までに会派持ち帰りを繰り返すため時間がかかる。
- ・毎年度、各常任委員会がテーマを決めて所管事務調査を実施しているので、その調査内容とリンクした形での協議会運営が出来れば、より効率的に活動が行える。

②提言内容の検討スケジュール及び提言時期

- ・現行のスケジュールでは年度末の 1 回の提言に向け協議・検討を行っているが、テーマによっては、早急又は時間をかけて検討した方が良いものもあるので、提言時期にとらわれない（年間 1 回の提言を行うことにこだわらない）運営を行うことで、より効果的な時期や内容での提言が行える。

(補足) 議会基本条例の検証と改正

①検証の実施主体及びスケジュール

前回平成 25 年度に検証を行ってから約 6 年が経過していることから、議会活性化特別委員会において、令和 2 年 7 月～令和 3 年 1 月にかけて協議を行った。

②検証方法

検証作業にあたっては、条文ごとにこれまでの取組状況や実績等の現状把握を行った上で、課題や問題点を洗い出し評価を出し合うとともに、更なる改革が求められる取組等についての検討を行った。これらを基に委員会で出された意見等を踏まえ、検証結果として「条文に従いこれまで通り取り組む」、「条文に従い新たな取組を検討する」、「条文の改正を行う」、「その他」に分類していった。

③各条文の検証結果

・第 6 条 議会活動報告会（検証結果「条文の改正を行う」）

条文においては、議会活動報告会を毎年 1 回以上定期的に開催しなければならないと明記されているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催を中止したことを踏まえ、災害時や感染症拡大の状況などの非常事態においては開催しないことができるただし書きの規定を追加するのが妥当との結論に達し、条文の改正を行った。

・第 8 条 議会と市長等との関係（検証結果「条文に従い新たな取組を検討する」）

反問権に関し、実績もある中で実施のルール等を詳しく規定すべきであると考え、委員会の中で協議を行い、条例に従う形で新たに反問に関する要領（案）を作成した。また、既存の一般質問並びに議案に対する質疑の方法に関する要領において、議員は、質問時における対応として、質問内容が議員の一方的な主張とならないよう、特に自己の見解等を述べた場合は、答弁を必ず求めるものとするを追加で定めた。

・第 14 条 議員相互間の討議（検証結果「条文に従いこれまで通り取り組む」）

常任委員会での議案審査を中心に、特に賛否が分かれる場合において議員間討議が実施されている。また、請願・陳情の審査では、委員長報告において採択の理由を述べる必要があるため、議員間討議を行っている。

なお、開始当初は質疑とならないよう当局職員は退室し、議員間討議を行っていたが、ある程度定着したこと、また、採決に至る経緯が把握できないとの意見があったことから、令和 3 年 6 月定例会より当局職員同席のままで行っている。

<質 疑>

問 常任委員会で政策提言を行うこともできるが、政策提言議員協議会を設置している理由は。

答 常任委員会では、議案審査、所管事務調査、請願・陳情等審査、行政視察を行う中、政策提言も行うとなると労力的に難しい。そのため、議会全体で提言をまとめる形をとっている。

問 常任委員会や各会派でも政策提言を行っているか。

答 必要に応じて提言することとしているが、行うまでには至っていない。

問 政策提言のテーマは各会派に持ち帰りながら決定しているが、どのような背景の政策が提言案として上がってくるのか。

答 翌年度、翌々年度の予算への反映を目的としているため、抽象的、長期的ではなく、具体的、短期的なものが中心に選定されている。ただし、選定の基準はなく、各会派で検討した結果、そのようなテーマがあげられている。

問 テーマが常任委員会の所管事務となる場合、政策提言議員協議会と常任委員会の関係性は。

答 常任委員会が取り組む所管事務のテーマと重複することもあるが、柔軟に対応している。

問 反問権について新たな取組を検討することとされたが、問題視されるような経緯があったのか。

答 現職市長となってから反問が増えたが、一般質問は議員の質問を 25 分、全体で 50 分程度とする中、時間的な問題があったこと、また、反論的な内容になってしまうことがあった。

問 各会派からの予算要望は行われているか。

答 各会派からの定期的な予算要望は行われていない。

問 議会全体での政策提言を行うに至った起点はどのようなきっかけだったのか。

答 平成 17 年当時に特別委員会委員長であった議員からの提案を受けて検討が始まっている。

問 議員間討議は運用基準により行われているとのことだが、委員会での進め方は。

答 委員会には限らないが、現在は委員会において行われており、委員長が実施・省略を諮って決める。賛否が分かれそうな議案や、請願・陳情の審査では、省略を諮らず実施することとしている。

問 政策提言議員協議会において、開かれた議会に資する取組は行われているか。

答 結果は公表しているが、協議過程において積極的に会議の公開はしていない。

問 市民からの意見を集約した政策提言のため、協議過程も公開するべきという議論はなかったか。

答 そのような議論はなかった。

<委員所感>

◆ 藤崎 勇一 委員 ◆

今回の視察先の宮崎県延岡市においては、委員会としてではなく、市議会として市当局の政策立案及び改善に向けた提言を行うことを目的として、平成 20 年に政策提言議員協議会を設置し、市当局に提言を行っている。その提言内容やその後の検証内容について視察した。

(1) 令和元年度から令和 3 年度の主な政策提言内容

『令和元年度』

- ① 小水力発電設備設置推進の取組 ②スポーツ施設の整備

『令和 2 年度』

- ① 南延岡駅のバリアフリー化 ②愛宕山の防犯灯の整備

『令和 3 年度』

- ①道路冠水対策 ②道路整備の推進

(2) 検証内容

- ・令和 4 年度は、議員の任期の実質的な最終年度であったことから、任期中に行った提言（令和元年度から令和 3 年度まで）のその後の取組状況等について、改めて検証を行い、その結果を取りまとめている。
- ・令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間に於いて、6 つのテーマにわたる 23 項目の具体的な提言を行っているが、それぞれの提言項目について、提言後の取組状況及び現状に関する所管課への調査などを行いながら、議会として進捗状況の評価等を行っている。
- ・進捗状況の評価については、4 段階（「実施済」、「実施中」、「検討中」、「現時点で実施予定なし」）であるが、23 項目の進捗状況については、「実施済」が 2 項目、「実施中」が 15 項目、「検討中」が 6 項目であり、「現時点で実施予定なし」はなかった。

(3) 今後の進め方・課題

政策提言議員協議会の活動については、「議会の政策提案機能の充実」や「議会活動の可視化」等の観点から非常に重要で、活動内容をより充実させるためには、次のような課題について検討を行う必要がある。

①政策提言テーマの決定方法

- ・各会派（各議員）からの自由な内容の提案となっているが、幹事会における決定までに会派持ち帰りを繰り返すため時間がかかる。
- ・本市議会では、毎年度、各常任委員会がテーマを決めて所管事務調査を実施しているので、その調査内容とリンクした形での協議会運営ができれば、より効率的に活動が行える。

②提言内容の検討スケジュール及び提言時期

- ・現行のスケジュールでは、年度末 1 回の提言に向け協議・検討を行っているが、テーマによっては、早急又は時間をかけて検討した方が良いものもあるので、提言時期に

とらわれない(年間1回の提言を行うことにこだわらない)運営を行うことにより、効果的な時期や内容での提言が行えるとのことであった。

最後に、政策提言議員協議会の提案にあたっては、議会報告会、区長連絡協議会との意見交換会、常任委員会による関係団体との意見交換会等を実施し、各会派でのテーマを絞り込み、そのテーマを幹事会で協議し、提言テーマを決めており、その過程においては、会派持ち帰りを何回も行い議員の共通認識のもとに提言内容を決定しているということである。

市議会として市当局の政策立案及び改善に向けた提言を行う取組は、市議会議員と市当局が共通の認識のもとに政策を検証する機会を設けることによって、議会内における政策理解を深めると同時に、議会の立場で、市の政策形成に参画することで、市の最終意思決定機関である議会の機能強化が図れるのではないかと思った。

なお、成田市において協議会を設置し、市当局に対し提言を行うことについては、現在、各会派ごとに、市民の要望等を踏まえ、市当局に次年度予算要望として提出し、3月の予算特別委員会、9月の決算特別委員会にて、それぞれ検証していることから、成田市議会として協議会を設置して政策提言を行うことについては、この度の視察結果を参考に、今後の会派代表者会議、議会運営委員会の議論の中で検討していく必要があると感じた。

◆鳥海 直樹 委員◆

延岡市議会では、政策提言議員協議会を設置している。その経緯としては各政党や会派単位での市長に対する政策提言が行われていたが、内容が多岐にわたることや、提言後のフォローアップ体制も確立されてなかったため、議会の総意として項目を絞った提言を行う為、政策意見交換会を実施することから始まった。

その後、政策意見交換会の取組を充実強化するため当協議会が設立。目的として市議会及び市当局が共通認識のもとに政策を検証する機会を設けることで、議会内における政策理解を深め、市議会として市当局の政策立案及び改善に向けた提言を行うこととなる。この協議会の委員構成は、議長、副議長、各会派代表者、各会派から代表者以外の各1名をもって構成され、政策提言などのテーマ設定は協議会内に幹事会を設置し検討するものであった。

成田市議会における政策提言手法においては、市議会会派ごとの市長への予算要望活動が積極的に行われていること、各常任委員会における所管事務調査や委員長裁量にもよるが、市長への提言書を取りまとめ提出する手法もある。そして各議員の一般質問機会における市長への意見、要望など活発に行われている現状があらうかと思っている。

延岡市議会と成田市議会との政策提言手法の視点を比較して考えると、議員定数は双方同じ位の議員がいる中で、延岡市議会においては議員会派が多く政策提言議員協議会なるものを設置し、市長へ政策をまとめることは効率的であると思われるし、議員全員の総意としての提言書の重みがあることには優位性のある協議会組織であると感じることとなった。その反面、成田市議会が行っている政策提言手法についても、会派組織の意義を考えるならば、他会派との協議を行うことなく独自性を発揮する政策提言の優位性もあると思われる。

成田市議会における政策提言手法については、現状における取り扱いでもバランスがとれた手法であると思っている。延岡市議会における政策提言議員協議会における手法についても、議会の総意、政策提言の重みなどの優位性があることを考えると、取りまとめの協議プロセス等の効率化や、現状の会派組織設立環境下など状況を踏まえて参考になる政策提言手法であると感じることとなった。引き続き、成田市議会における更なる議会機能強化については、本視察の調査研究も参考にしながら様々な視点にて検討すべきと思う。

◆ 荒木 博 委員 ◆

延岡市議会では、各政党や会派単位で市長に対し政策提言が行われていたが、その内容は多岐にわたり、提言後のフォローアップ体制が確立されていませんでした。そのため、議会の総意として項目を絞って提言を行うため、平成 20 年度に政策提言議員協議会が設立されました。

委員の構成メンバーは、正副議長、各会派代表者、また、執行部の市長、副市長、教育長は委員会の構成員ではなく、市の政策検証等の為、必要に応じて出席することができます。その後、平成 23 年に委員の増員、幹事会を設置するなどの一部見直しにより、より充実した提言や、政策テーマの具体的な調査研究や提言内容について議員間討議ができるようになったとのことです。

私ども会派では、各議員の地域等の問題をはじめ市内の問題点等を取りまとめ、会派として市長に対し政策要望をはじめ個々の要望書を提出しており、それに対して毎年事業等の検証を行っております。

各会派で市長に対し様々な要望等をしてありますが、各会派と調整して議会全体として市に対して政策提言を提出することも重要であると感じました。

◆ 油田 清 委員 ◆

成田市議会をはじめ、恐らくほとんどの市議会において、各会派で次年度予算に対する要望や政策提言などが行われている。しかし延岡市議会では、各会派ではなく市議会として提言をまとめ市長に提出している。正副議長のほか各会派（4 会派）の代表者で「政策提言議員協議会」が組織され、さらにより多くの議員が参画できるように各会派から幹事を選出し、政策テーマについての具体的な調査研究や提言内容について十分な議員間討議ができるようにされている。

政策提言といっても会派によっては、必ずしも同じ方向を向いておらず、それがむしろ会派としての基盤ともなっているのでは、その調整や意見集約はやはり大変なのではないかと感じられた。しかし、必要なテーマを決めるための調査研究や、その後の当局の取組状況等について検証を行うなど、議員間討議を深めていくという意味では、素晴らしい取組ではないかと思われる。

聞くとところによると最大会派が音頭を取って、この取組を進めてきた経緯があるようだ。また、報告活動も活発で、成田市議会と同じように年 1 回の議会報告会の他、区長連絡協議会との意見交換会の開催（年 1 回）、常任委員会のシティミーティング（関係団体との意見交

換)、例えば、保育協議会、幼稚園協議会、建設業協議会などとの意見交換も必要に応じて開催されている。自分の経験では、PTA 連絡協議会と教育民生常任委員で意見交換会を開催したことがあるが、成田市議会では残念ながら例外的になっている。こうした取組が意識され、議会としてきちんと位置付けられていることも、背景にあるのではないかと思えた。

最後に議員間の自由討議について、宮崎市議会でも委員長が委員会進行の在り方として、普通にされていたが、ここ延岡市議会でも、委員長から「議員間討議をしますか」という投げかけがなされ、特に意見の異なる議案などは一人の議員の意見があれば、議員間討議がされるようだ。通常の委員会は当局への質疑で終わり、各議案などについて各議員がどのように考えているのか知りたいという市民からの声は多くあり、議会を活性化させるためにも成田市議会での早期の取組が待たれる。

【 委員長所感 】

○宮崎市議会 議会基本条例の検証並びに改正の取組について

条例制定後の取組として、議会基本条例制定後の制度運用に関して調査・研究するため「議会基本条例運用特別委員会」を平成 25 年 5 月臨時会で設置。委員会は平成 28 年 5 月臨時会で終了。「広報広聴委員会」と同様に協議又は調整の場として設置されている「議会活性化検討委員会」において、令和元年 7 月から宮崎市議会基本条例の検証が進められた。

先進地視察を行い、板橋区議会の検証方法を参考に、検証の時期は改選後 3 年目からとして、同区議会の議会基本条例検証シートを参考に 3～4 条ずつ 10 回を超える委員会を開催し検証を行った。その検証の方法は、「条文の運用は適切か」、「条例の内容を改正する必要があるか」の項目で改正の必要性を協議することとし、意見の一致を見なかった事項については委員会で合意に至るまで議論を行い、改正案が令和 4 年 12 月定例会で全会一致で可決した。

その効果の 1 つとして、委員会における議員間討議の導入は、議員の議案に対する共通認識や問題点の共有化が図られ、委員長報告に盛り込むべき意見が多く出るなど有効な手法となっている。

成田市議会においては、議会基本条例の検証は行っているが改正までには至っていないので大変参考になった。

○延岡市議会 政策提言議員協議会について

以前は各政党や会派単位で市長に対する政策提言が行われていたが、内容が多岐にわたり、提案後のフォローアップ体制も確立されていなかったことから、議会の総意として提言を行うこととした。

平成 20 年に、これまでの「政策意見交換会」の取組を充実・強化するために、議長を会長とする「政策提言議員協議会」を設立した。政策提言議員協議会は、議長（会長）、副議長（副会長）、各会派会長 5 名、幹事会（各会派 1 名）で構成され、会派に属さない議員 2 名については、協議会のメンバーではないが、議会全体での提言であることから幹事会における協議内容について情報共有等を行っている。

市民からの意見・要望の集約方法としては、議会活動報告を毎年 5～6 地区で開催し、2 年

間かけて市内 11 地区で実施、年 1 回の延岡市区長連絡協議会との意見交換会、常任委員会で先方からの申し出や委員会で必要と認めた場合に行う所管する関係団体との意見交換会、市 HP 等の「市民の声」に寄せられた要望等の情報共有により意見を集約している。

提言テーマの決定方法は、各会派で提言テーマの協議、幹事会で各会派のテーマ案を提示、説明、各会派で他会派の提案内容を含めテーマ案の選定を再度行い、2 項目になるまで複数回会派に持ち帰り幹事会で決定する。

成田市議会の中でも「政策提言」は今後の重要な活動の一つであり、大変参考になる視察であった。

議会運営委員会

委員長 秋 山 忍